



金 沢 市 公 報

第 2 9 9 8 号

令和2年(2020年)3月2日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の締結について(2件) (都市計画課) 2
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課)	1	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について (障害福祉課)	2	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局) 7
● 公 告		● 公 営 企 業 公 告
○国土調査法の規定に基づく地籍調査により作 成した地図及び簿冊の閲覧について (農業基盤整備課)	2	○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 7

告 示

●金沢市告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年3月2日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
南塚町会	代表者の氏名及び住所	右近 義治 金沢市南塚町82番地	大坪 学 金沢市南塚町260番地1	令和2年1月13日
田上さくら 並木町会	主たる事務所の所在地	金沢市田上さくら1丁目40番地	金沢市田上さくら3丁目83番地	令和2年1月19日
	代表者の氏名及び住所	島 恭雄 金沢市田上さくら1丁目40番地	西 清彦 金沢市田上さくら3丁目83番地	
東森本町会	主たる事務所の所在地	金沢市南森本町ヲ68番地4	金沢市南森本町カ37番地5	令和2年1月26日
	代表者の氏名及び住所	中村 涉 金沢市南森本町ヲ68番地4	蔵西 幸夫 金沢市南森本町カ37番地5	
才田町会	代表者の氏名及び住所	川本 一義 金沢市才田町甲188番地	綿村 裕 金沢市才田町は21番地	令和2年1月26日
松寺町会	主たる事務所の所在地	金沢市松寺町丑202番地	金沢市松寺町子50番地1	令和2年2月2日
	代表者の氏名及び住所	黒田 圭蔵 金沢市松寺町丑202番地	梅村 洋 金沢市松寺町子50番地1	
舘山町会	主たる事務所の所在地	金沢市舘山町へ17番地	金沢市舘山町へ14番地4	令和2年2月9日
	代表者の氏名及び住所	細山 満 金沢市舘山町へ17番地	朝日 道成 金沢市舘山町へ14番地4	

●金沢市告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示します。

令和2年3月2日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710105295	ニチイケアセンター長田本町	金沢市長田本町チ18番地3 オフィス長田2階	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和2年 2月1日
1710105287	土屋訪問介護事業所 金沢	金沢市松村町ヌ70番1号	ユーススタイルラボラトリー株式会社	東京都中野区中央一丁目35番6号 レッチフィールド中野坂上ビル6F	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	令和2年 2月1日
1710105279	self-A・ハニービー額新保	金沢市額新保3丁目257番地	株式会社ハニービー	金沢市神田二丁目2番19号	就労継続支援A型	特定なし	令和2年 2月1日
1720105277	グループホーム イーパーク	金沢市小坂町西102番地	株式会社 Wel Park	金沢市稚日野町南256番地	共同生活援助	特定なし	令和2年 2月1日

公 告

金沢市御所町及び東長江町の各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和2年3月2日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 地図及び簿冊の名称
金沢市の地籍図及び地籍簿 御所町及び東長江町の各一部
- 2 閲覧期間
令和2年3月3日から同月23日まで（土日祝日を除く。）
- 3 閲覧場所
金沢市農林水産局農業基盤整備課
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者（金沢市）に対し、訂正の申し出をすることができます。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。
- 7 閲覧は、期間中午前9時から午後5時45分までの間とします。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年3月2日

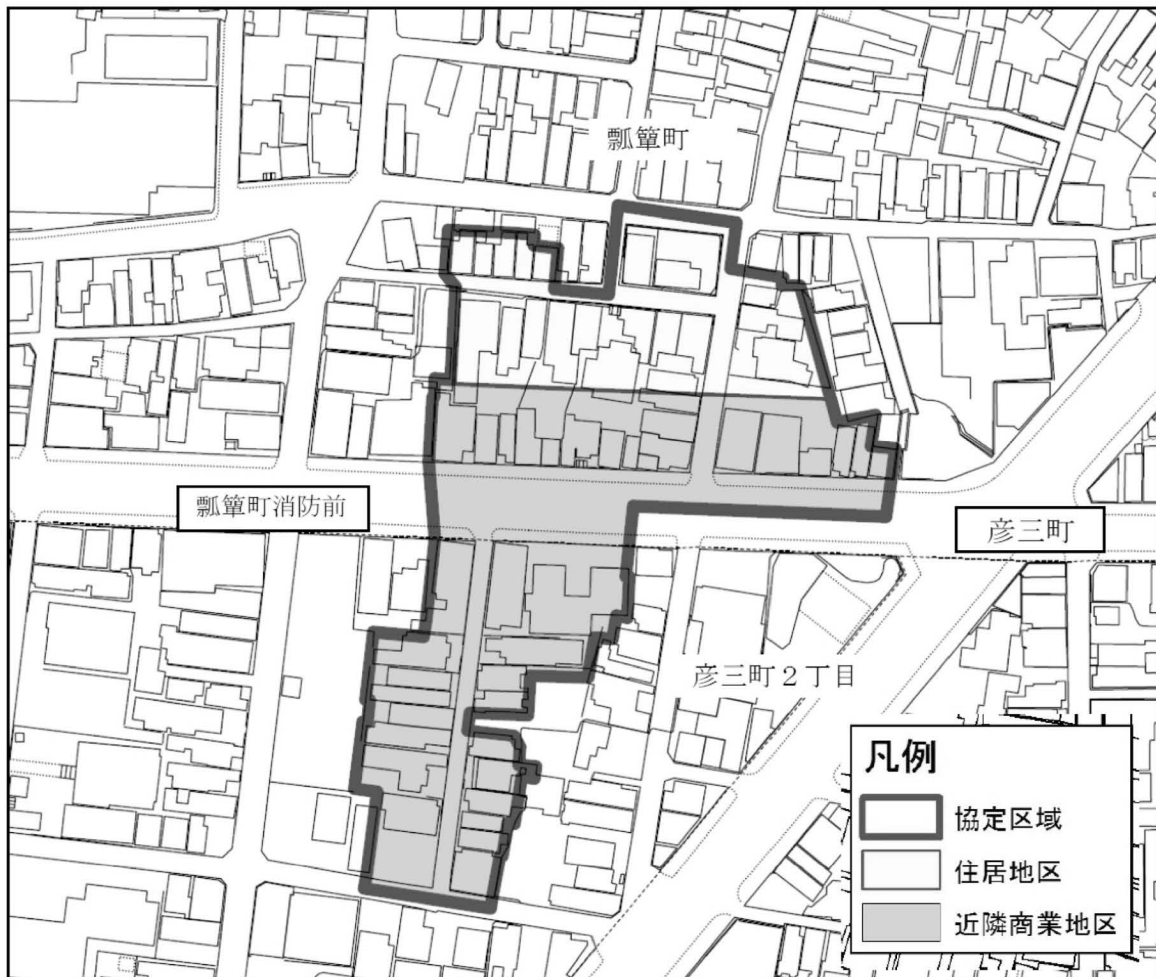
金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
彦三五番丁下組地区の住民等
- 2 協定締結した年月日
令和2年2月20日
- 3 協定番号
40
- 4 協定の名称
彦三五番丁下組地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	彦三五番丁下組地区まちづくり計画			
まちづくり計画の対象となる区域	瓢箪町及び彦三町2丁目の各一部			
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.0ha			
まちづくりの目標	<p>本地区は、金沢駅と武蔵地区に近い場所に位置し、また彦三大通りと小橋大通りに隣接した利便性の高い地区であり、立地条件を生かし生活に密着した商店なども含め、閑静な住宅地を形成してきた。</p> <p>落ち着いた住宅地という特徴を維持しつつ、今後も安心安全で静かな環境を守ることをまちづくりの目標とする。</p>			
まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標の実現にむけて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 安心し、落ち着いて暮らせるまちづくり</p> <p>(2) 地域コミュニティを大切に、まとまりのあるまちづくり</p>			
その他住み良いまちづくりを推進するため	地区の細区分	住居地区	近隣商業地区	
	面積	約0.3ha	約0.7ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。		
		-	(1) 畜舎	(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの
			(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>（広告物等）</p> <p>表示面積が1㎡を超える屋外広告物等を設置しようとする者（変更する者を含む。）は、事前に彦三五番丁下組町会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。</p>		
	土地利用等の制限	<p>新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に町会と協議しなければならない。</p>		
	<p>(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。ただし、令和2年2月20日（協定締結日）以前から営業している場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(3) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p>			

に 必 要 な 事 項 そ の 他	(4) たばこ及びゴミのぼい捨て並びに長時間に渡る路上駐車をしないよう努める。 (5) 空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。 (6) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加し、及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。 (7) 災害時はもとより日頃からひとり暮らしの高齢者へ声をかけるなど地域のコミュニティの維持に努める。 (8) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (9) 夜間に管理人が常駐しない事業所にあつては、夜間の連絡先を町会へ通知する。 (10) 土地、建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。
---	--

彦三五番丁下組地区まちづくり協定区域図



金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年3月2日

金沢市長 山 野 之 義

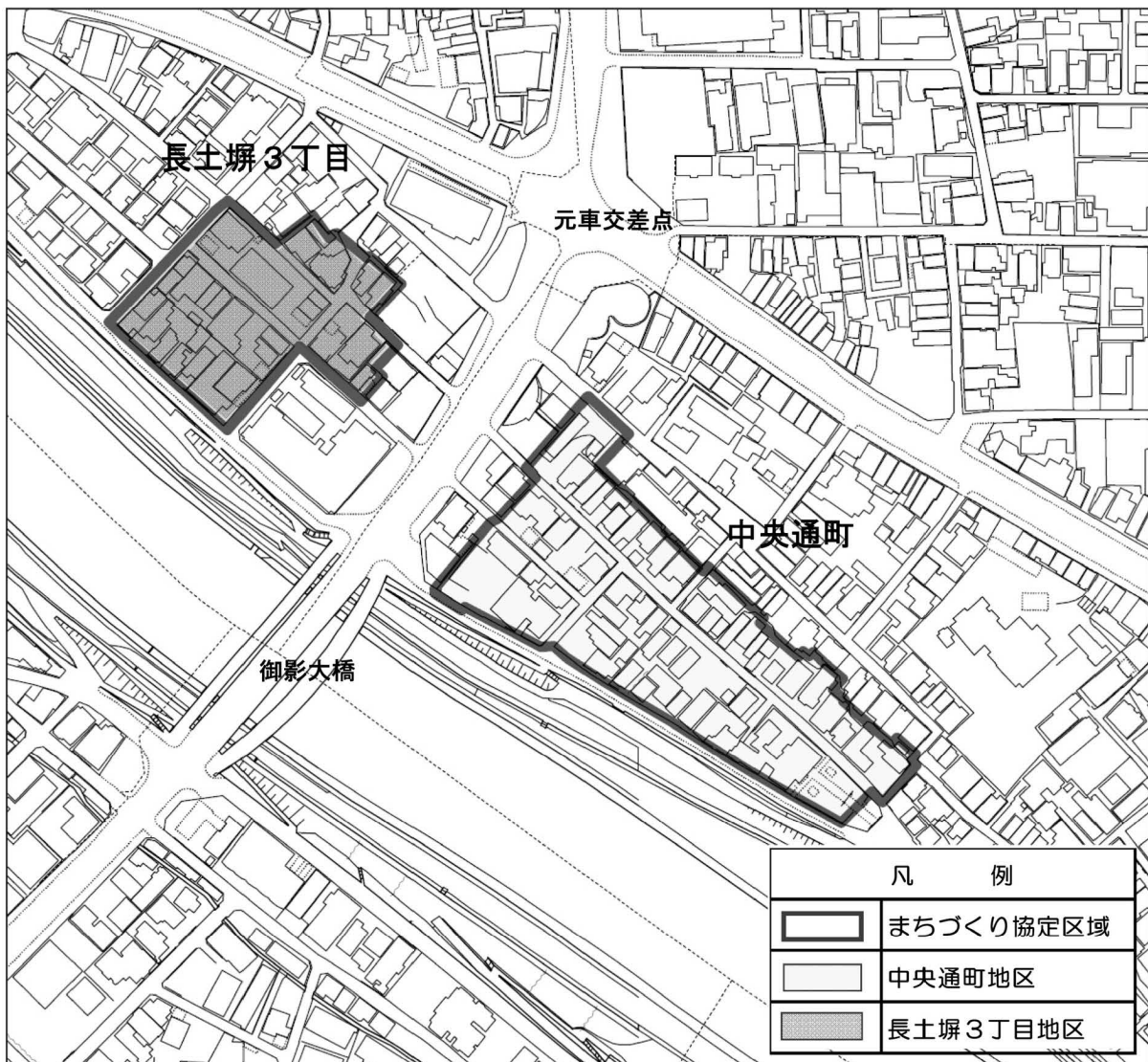
1 協定を締結した相手方

- 長土塀・新影会地区の住民等
- 2 協定締結した年月日
令和2年2月21日
- 3 協定番号
41
- 4 協定の名称
長土塀・新影会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	長土塀・新影会地区まちづくり計画		
まちづくり計画の対象となる区域	中央通町及び長土塀3丁目の各一部		
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約1.8ha		
まちづくりの目標	<p>本地区は、旧町名である「旧新川除町」と「旧西御影町」の2地区から構成されることに由来し、「新影会」と呼称する。金沢駅と金沢南部とを結ぶ主要な幹線道路沿いに位置し、豊かな犀川と調和した落ち着いた落ち着きのある街並みを形成した地区である。</p> <p>今後も住みやすい居住環境の維持を図ることで、地区住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目標とする。</p>		
まちづくりの方針	<p>快適で潤いのある居住環境の保全、子供からお年寄りまでみんなが住みやすい、安心・安全に生活できるまちづくりを推進する。</p>		
その他住み良いまちづくりを推進するため	地区の細区分	中央通町地区	
	面積	約1.2ha	
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(2)については、令和2年2月21日（協定締結日）に建築物が存する敷地において、協定締結日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p>	
		<p>(1) 畜舎又は葬儀場</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。）</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型風俗特殊営業）、第8項（映像送信型風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>	
		<p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	
土地利用等の制限	<p>新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に新影会（以下「町会」とする。）と協議しなければならない。</p>		
	<p>(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。ただし、令和2年2月21日（協定締結日）以前から営業している場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(3) 土地、建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。</p> <p>(4) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加し、及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。</p>		

に 必 要 な 事 項	そ の 他 (5) この地域の振興を図るため、町会への加入等により相互協力するよう努める。 (6) 路上での喫煙並びにたばこ及びゴミのぼい捨てをしないように努める。 (7) 定期的に美化清掃に努める。 (8) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。 (9) 空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。 (10) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。 (11) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。 (12) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。 (13) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。
----------------------------	--

長土塀・新影会地区まちづくり協定区域図



農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和2年3月2日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により令和2年3月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条第1号の規定により公告します。

令和2年3月2日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
611	株式会社アズクリエイティブ	愛知県名古屋市中区錦2丁目5番12号 パシフィックスクエア名古屋錦ビル3階

令和2年(2020年)3月2日 印刷
令和2年(2020年)3月2日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄